## 御杖村ケアハウス指定管理者選定基準

業務名 御杖村ケアハウス指定管理

指定予定期間 令和9年4月1日~令和12年3月31日(3年)

選定方法 公募型プロポーザル

主管 御杖村 保健福祉課

選定委員会名 御杖村ケアハウス指定管理者選定委員会

## 【選定において基準とする事項】

		1			1
	項目		内		容
1	指定管理料•施設利用料	参考			
	予定(上限)価格	(現協定内	(容)		
		〇指定管理	型料(0万円	9/年):上限	なし
		○施設利用	月料(5407	5円/年):上	限 540 万円/年
2	指定管理料提案価格・評価の	配点割合	提案価格。	点数:評価点数	数 = 20:80
	配点比率及び点数				
		配点	価格点数	20点	
			評価点数	80点	
			(内訳 -	-次評価(書面	i審査)50点、二次評価(プ
			レゼン	テーション)(	30点)
3	評価点数の最低基準	50点			
4	採点方法	提案採点個	T格点数の記	計算式	
		提案採点個	1格点数は、	提出された提	案金額のうち最低価格を満
		点に、予定	価格を最低	5点数として、	下記の計算式により算出す
		る。			
		提案採点価格点数二(1-((提案採点価格―最低提案採点価			
		格) ÷2,0	000万円	))×配分点数	久
					(小数点第3位切捨て)

5	判定基準	<ul> <li>※提案採点価格は、</li> <li>・指定管理料の場合は、提案価格+540万円</li> <li>・施設利用料の場合は、540万円ー提案価格とする。</li> <li>※提案採点価格点数が0以下の場合は、0とする。</li> <li>一次評価(書面審査)の採点</li> </ul>
		点数は、御杖村ケアハウス指定管理者提案書評価チェックシート(書類審査)により採点する。  採点は、提案書内容を照合した上で、業者から提出された回答によって行う。  必須項目については、基本的に全ての条件を満たしていなければならない。  仕様確認については、各項目の得点を加算して合計点を求めた上で、下記の計算式により一次評価点数を求める。  一次評価点数 = (評価点数 × 係数)  (小数点第3位切捨て)

	二次評価(プレゼンテーシ:	ョン)の採品	Ħ
	二次評価は、評価項目チェッ	ックシートに	こより採点する。
	提案内容に対する評価	満足	5点
		普通	3点
		不満足	1点
		提案なし	O点
	二次評価は、提案書の内容及	び業者によ	:るプレゼンテーショ
	ンにより選定委員が判断して記	平価チェック	フシートに記入する。
	採点は、業者ごとに各委員の	チェックシ	ートの点数を集計し
	て下記の計算式により求める。		
	二次評価点数 =((チェッ	クシートの	合計点数) / 2.5)
		(審査委員	
	小樣	数点第3位t	辺捨て
	適合判定(価格・仕様確認)		
	条件		
	提案価格が上限値以内でな	あること。	
	必須チェック項目のすべ <sup>-</sup>	てが「有」で	であること
	順位判定		
	価格•評価とも最低合格ライ	ンの中にあ	るもので総得点が最
	高点のものから1位とする。総	得点が高く	ても合格ラインに満
	たないものは、無効		

## 【審査方法と優先交渉権者の選定基準に関する事項】

	項目	内容
1	1次審査	提出締め切り後、直ちに、申請資格要件に基づき、適合審
		査を実施する。
		審査の手順は、まず、必須事項と提案内容が適合している
		かどうかの検査を行い、合非の暫定的な判定を行う。
		引き続き選定審査委員会の委員の実務担当者及びアドバイ
		ザー(財務関係・介護関係)によって、採点方法、判定基準
		に基づき詳細な適合審査と価格、仕様確認書等による採点作
		業を行い、適合判定結果及び価格・適合評価採点表を作成し、
		選定委員長に報告を行う。
		選定委員長は、適合判定結果が暫定結果と異なる場合また
		は、この時点で採点結果に著しく差が生じた場合については、
		選定委員会を招集し、適合判定結果の承認あるいは、今後の
		2次審査の必要性の有無を含めて、今後の審査方法、優先交
		渉権者の選定等について協議を行う。結果として優先交渉権
		者を選定してしまう場合もあり得る。
		審査結果は、決裁後、業者に通知する。
		なお、この時点で、適合業者が1社も無い場合は、選定作   ***********************************
		業を無効とし、再度、募集要項、仕様書等の検討を行った上、  
		最初から公募のやり直し等をの実施を検討する。
2	2次審査の判定基準	2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを行うこ
		とにより評価を行うと共に、事業者等の事業運営能力等を評
		価することを目的として行う。
		審査は、審査内容の公平性を確保するため、原則として1
		日で実施し、開始から、優先交渉権者の決定までの期間は、
		数日以内とする。
		提案依頼を行った事業者のうち申し出のあった事業者に対
		して時間割を行い、1業者当たり1時間までの時間設定でプ
		レゼンテーション(提案)及び質疑応答による総合評価を実
		施する。
		プレゼンテーションには選定委員の過半数以上が出席する
		こととし、委員長の判断により事前に参加する委員を決めて
		おくこととする。
		審査委員は、あらかじめ作成されたチェックシートにより

		採点を行う。なお、事業者が2次審査を辞退する(した)場合は、書面にて届け出をさせることとし、失格として処理を行う。
3	優先交渉権者の選定	2次審査の終了後は、直ちに採点結果を集計し、1次審査結果に加えて採点を行い、選定委員会を開催する。選定委員会では、採点結果を踏まえて順位決定を行い、1位の事業者を優先交渉権者として選定し、次点はなしとする。 なお、この時点において、選定委員会は、優先交渉権者の選定を拒否することはできないこととする。 担当者は、審査結果を報告書にまとめ、決裁を得た上で、審査結果の通知を行い、条件等の交渉を行う。